

平成 29 年度第 1 回刈谷市都市計画審議会議事録

1 日時及び場所

平成 29 年 11 月 1 日（水）午後 1 時 30 分～

刈谷市役所 7 階 大会議室 B、C

2 出席した委員

瀬口哲夫（会長）、太田宗一郎、加藤保広、深谷好洋、加藤勝、永井雅彦、渡辺周二、磯部友彦、山崎高晴、稲垣雅弘、清水俊安、松永寿、伊藤幸弘、鈴木絹男、風井伸夫、野々山弘紀、水野高德

3 欠席した委員

浅川久美子

4 出席した関係職員

建設部長、都市政策部長、水資源部長、都市政策推進監兼まちづくり推進課長、公園緑地課長、担当職員 7 名

5 議事

議案第 1 号 西三河都市計画生産緑地地区の変更について

議案第 2 号 西三河都市計画公園の変更について

6 開会

（事務局）皆さん、こんにちは。都市政策推進監の齊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から平成 29 年度第 1 回刈谷市都市計画審議会を開催させていただきます。

会議の開催にあたり、皆様へお願いがございます。まず携帯電話は電源を切って

いただくか、マナーモードへ切り替えていただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

皆様に委嘱させていただいている都市計画審議会委員の任期は2年間で、今年度は2年目にあたります。7月に予定していた審議会は案件がなく開催されませんでしたので、今回が今年度最初の審議会になります。

それでは、最初に今回の審議会より新たに委員になられた方をご紹介します。

皆様のお手元の資料の2枚目に委員名簿がございますのでご参照ください。

それでは、お名前を申し上げますので、自席にてご起立のほどお願いいたしたいと存じます。加藤保広様、山崎高晴様、稲垣雅弘様、清水俊安様、松永寿様、伊藤幸弘様、鈴木絹男様、水野高德様、ありがとうございました。浅川久美子様は本日も欠席でございます。

この都市計画審議会の会議は、平成23年度から原則として公開しております。本日は傍聴人の方はいらっしゃいません。議事録につきましては、ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、昨年度から会長を務めていただいております瀬口会長からご挨拶をお願いします。

(瀬口会長) こんにちは。2週続けて台風がこの地方を襲い、市役所の職員のかたは大変だったそうですけど、大過なく過ごせたということで、なによりだと思っております。刈谷駅前のデッキを朝歩いていますと、デッキの手すりとかパネルを掃除している方がいらっしゃるんですね。どなたがやってみえるかわかりませんが、刈谷市の公共スペースを綺麗にさせていただくと、玄関が綺麗になるということで、今後の都市計画、まちづくりに関して、非常に努力していただいているのだなあと思っております。今日は議題が2つありますが、活発なご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

(事務局) それでは、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の会議次第、委員名簿、席表、刈谷市都市計画図です。それに事前にお渡し

させていただきます、「平成 29 年度第 1 回刈谷市都市計画審議会の議案書、資料集」ですが、お手元に無い資料がございましたらお知らせください。皆様よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。これより刈谷市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事進行を瀬口会長よろしくお願いいたします。

(瀬口会長) 議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

出席人数は 17 名で過半数に達していますので、刈谷市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項により審議会は成立いたします。

また、刈谷市都市計画審議会議事要綱により、議事録署名者を加藤勝委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。後日事務局より議事録の確認のためおじゃまさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、皆様にご審議いただく案件は 2 件ありまして、議案第 1 号 西三河都市計画生産緑地地区の変更は、刈谷市決定案件ですので、この都市計画審議会の議を経まして、刈谷市の都市計画を決定するものです。

それでは議案第 1 号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）について」事務局より説明をお願いします。

(齊藤推進監) 議案第 1 号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）」について説明させていただきます。

お手元の議案書の 1 ページをお願いします。

生産緑地地区は平成 3 年に改正されました生産緑地法に基づき、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地で、一団地 500 平方メートル以上の農地等を対象に、平成 4 年 12 月 4 日付けで面積 68.9 ヘクタールを刈谷市が都市計画決定をしております。

それ以降におきましては、農業の主たる従事者の死亡や農業に従事することを不可能にさせる故障から生産緑地法第 10 条による買取り申出があり、同法第 14 条による生産緑地地区内における行為制限の解除がされたもの、および公共施設等の用

に供したものについて、生産緑地地区の都市計画変更を行っております。

議案として付議します都市計画の変更内容は、現在の生産緑地地区の面積 43.6 ヘクタールを、1.4 ヘクタール減じた 42.2 ヘクタールにするものであります。

変更の理由につきましては、2 点あります。

1 点目としまして、土地所有者から買取り申出があり、公共としての買取り希望の照会と、他の農業従事者への斡旋を行いました。買取り希望がなく、行為制限が解除されたものであり、平成 28 年度中に発生したものであります。

2 点目としまして、平成 29 年 4 月に道路管理者より生産緑地法第 8 条第 4 項の届出が提出され、公共施設の敷地に供されたものであります。

議案書の 2, 3 ページの「生産緑地地区の変更箇所一覧表」をお願いします。

具体的な変更箇所につきましては、「生産緑地地区の変更箇所一覧表」の右側に記載します「箇所番号」にありますように、変更団地数は合計で 13 団地となっています。また、「箇所番号」のそれぞれの位置につきましては、資料集の「図面番号 1 刈谷市生産緑地地区図」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。変更の理由につきましては、箇所番号 12 番は、道路用地として公共施設の敷地に供されたものであります。その他につきましては、行為制限解除に伴うものであります。

生産緑地地区から除外する面積は、「生産緑地地区の変更箇所一覧表」の中央部に記載します、「一団を構成する筆」および「参考面積」の欄で、二重線にてすべて抹消してある箇所が全部除外とするもので、8 団地の 10,598 m²であります。また、「一団を構成する筆」の欄で二重線にて一部抹消され、かつ、「参考面積」の欄で面積が 2 段で表記してある箇所が一部除外とするもので、道路用地となった 387 m²の 1 団地を含む、5 団地の 3,361 m²であります。

以上のことから、生産緑地地区から除外する面積は合わせて 13,959 m²、約 1.4 ヘクタールであります。

以上が、生産緑地地区の変更に関する具体的な内容です。

続きまして、議案書 4 ページの「生産緑地地区総括表」をご覧ください。こちらは、変更後における地区ごとの一団数および団構成全面積を記載しております。

なお、本案件につきましては、平成 29 年 9 月 19 日から平成 29 年 10 月 3 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は 1 名で、意見書の提出はありません

でした。

今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12月末までに都市計画変更の告示を予定しております。

以上で説明を終わります。

(瀬口会長)ありがとうございました。ただいまの議案第1号の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(磯部委員) 磯部でございます。本審議の対象となる生産緑地地区の都市計画変更は、法令に即し、死亡及び故障の事由による買取申出から3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったため、解除されることが主な理由だと思われます。また、平成34年度になりますと、生産緑地に対する買取申出の要件として「当初指定から30年経過した場合」が追加される等、生産緑地に関する動向が注目されているとともに、先日、生産緑地法が一部改正されまして、新たな法令の動きも出てきました。現時点での刈谷市の今後の対応について、お話できることがあれば、ご教授願いたいと思います。

(齊藤推進監) 磯部委員からいただきましたご質問で、生産緑地法の一部改正というお話がありました。将来、人口減少及び高齢化の進行に伴い、放棄される農地や緑地が多くなると予想されるため、都市における農地等の適正管理の観点から、今回、生産緑地法が改正されました。その改正の中で、道連れ解除の面積緩和というものがございます。例えば、複数の土地によって面積500㎡以上を確保し、一団の生産緑地地区に指定されている地区があったとします。仮に、その一部の土地所有者が生産緑地の買取申出を行い、行為制限解除になったとします。すると、残りの生産緑地の面積が300㎡や400㎡などとなった場合、指定面積要件の500㎡を下回りますので、残りの生産緑地も解除となります。これを道連れ解除と言いますが、それを防ぐため、条例を定めることにより指定面積を300㎡まで引下げることができるといいう制度でございます。

しかし、本市では法改正の背景とは異なり、今後も人口が増加していくことが推計されています。本審議会に先立ち、生産緑地の行為制限が解除された土地の活用

方法について調査した結果、その多くが宅地に活用されていることから、宅地の需要が高いことが分かります。それを踏まえ、市街化区域内の農地が宅地として活用されることは、本市にとって子育て世代の転出を抑制するという意味でメリットがあるのではないかと考えております。

このようなことから、今後の方針につきましては、他市の動向を注視しつつ、本市の実情を考慮に入れたうえで検討していきたいと思っております。

(磯部委員) ありがとうございます。税制制度の取扱いから生産緑地地区を指定しているのは主に大都市圏だけですが、どこの市も今後の方針に悩んでおりまして、市街化区域内の農地を積極的に保全していくという考え方と、適正に宅地化すべきという考え方がある中で、現在の刈谷市の考え方は、人口増であるため、市街化区域内であれば、適正に宅地になったほうが望ましいというような考えのようですね。

(瀬口会長) ありがとうございます。現在の刈谷市の方針は、今の齊藤さんのご説明のとおりでございます。他に何かご質問ご意見ございますか。特段ないようでしたら、議案第1号についてお諮りしたいと思います。

それでは、ただいまの議案第1号につきましては、原案どおり決定してよろしいか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて審議に入ります。議案第2号 西三河都市計画公園の変更は、刈谷市決定案件ですので、この都市計画審議会の議を経まして、刈谷市の都市計画として決定するものです。

それでは、議案第2号「西三河都市計画公園の変更（刈谷市決定）について」事務局より説明をお願いします。

(清水課長) 議案第2号「西三河都市計画公園の変更（刈谷市決定）」について説明

させていただきます。

議案書の 5 ページをお願いします。

変更内容は、井ヶ谷町の北部に『茶屋川公園』を追加するものでございます。

まず始めに、都市計画変更を進めるに至った背景などについて、ご説明いたします。

市内の公園整備は「第 2 次刈谷市緑の基本計画」において、「身近な公園や緑地が不足している地域において、公園の整備を推進する」としております。また、上位計画である「第 7 次刈谷市総合計画」においては、「地域住民の意見を反映した市民参加型で推進する」としております。

今回、都市計画公園を追加する井ヶ谷町は、古くから市街地が形成されており、南側の地域には児童遊園や街区公園の計画があるものの、北側の地域には身近な公園や広場がなく、地域の課題となっておりました。

本市の緑に関する総合的な計画である「第 2 次刈谷市緑の基本計画」においても当地域への公園整備の方針を示しており、地区から用地の確保や整備内容の検討などのご協力をいただき、整備計画が策定できましたので、この度確実な整備を推進するため、都市計画公園として定めるものでございます。

それでは、都市計画に定める内容についてご説明いたします。

西三河都市計画公園の変更として、都市計画公園に茶屋川公園を追加するもので、刈谷市決定の案件でございます。

種別は『街区公園』。

名称は、番号が『2・2・388』で、公園名は『茶屋川公園』。

位置は『井ヶ谷町後口(うしろ)田(だ)』、面積は『約 0.25 ヘクタール』です。

変更の理由は、本市における都市計画公園の適正配置を図るため、茶屋川公園を追加し、地域住民の利用に供するものであります。

別添資料集の図面番号 2、総括図をご覧ください。場所は、井ヶ谷町の北部、市街化区域と茶屋川に挟まれた、太線で囲まれた区域でございます。

図面番号 3、計画図をご覧ください。

区域界は、北側の川沿いが水路界、南側の道路沿いが道路界、その他は測量界となっております。

土地所有者は、川沿いの一部が愛知県、その他は民地であり、民地部分は、公園用地として買収を予定しております。

また、愛知県の用地につきましては、河川用地であるため、一部河川を占用し、整備いたします。

図面番号 4、計画平面図をご覧ください。

整備計画は、地域の皆さまとワークショップを行い策定いたしました。

整備内容は、ワークショップでの「運動する場所と休憩する場所をバランスよく配置して欲しい」との意見を反映し、中央には広場を、西側には背伸ばしベンチなどの健康遊具を、北側には四阿などの休憩施設を配置しております。

また、「井ヶ谷地区の公園には幼児向け遊具がない」といった意見を反映し、東側に幼児用のブランコやすべり台を配置いたしました。

以上が西三河都市計画公園の変更に関する内容になります。

なお、本案件につきましては、平成 29 年 10 月 3 日から 17 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12 月末頃に都市計画変更の告示を予定しております。

説明は以上でございます。

(瀬口会長)ありがとうございました。ただいまの議案第 2 号の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(磯部委員) 2 つお聞きしたいと思います。1 つ目は、公園の位置が市街化区域と川に挟まれた調整区域になっていますが、市街化区域が近いのであれば、市街化区域に編入をして都市計画公園を作るという方法も 1 つあるかと思えます。もしくは、今回の都市計画公園程度であれば市街化調整区域のまま都市計画公園を作るという方法もあるかと思えますので、市街化区域に編入するかどうかのお考えについてお聞きしたいです。

2 つ目は、北側で川と公園が繋がっているような部分がありますが、川との関係を含めてどのような機能を果たすのでしょうか。

(清水課長) まず1つ目の市街化区域への編入につきましては、今回整備する場所は市街化調整区域ではありますが、市街化区域に隣接しておりますので、市街化区域に住まわれている方や、地域の方が利用する公園であると考えております。したがって、市街化区域への編入といった計画はございません。

つづきまして2つ目の、河川と公園の関係につきましては、『茶屋川公園』という名前は、地域の皆様にワークショップの中でご検討いただき決定をしております。公園名に茶屋川の名をつけるほど、川そのものが地域の皆様から愛されており、川と隣接している自然環境に恵まれた地域であるため、公園から堤防へ出入りが出来る構造にすることで、川も公園の機能の一部のように自然を楽しめる場所になればよいと考えております。

(磯部委員) 高低差はよく分かってないんですけど、公園と川が接続されているということで、横切っている水路が堤防の上をいくのか、下をいくのか、人の流れもあるんでしょけど、水の流れがどういう風になるのかちょっとおさえておきたい。最初は公園が貯水池や遊水池の役目を果たして川の水を一旦溜めて、川に流すのかなと思ったんですけど、さっき公園と川を一体として利用するというような説明でしたので。

(清水課長) 公園と河川が接続しているところが堤防の天端であり、河川管理用の通路でもありますので、そこへ園路が取り付くような形になります。川の水は、図面に示すとおり堤防の北側を流れておりますので、河川の水を公園に流入させることはなく、流れを変えることもございません。

(瀬口会長) よろしいでしょうか。河川の水は矢印があるところを流れており、公園との接続は堤防部分で土手が高くなっているわけですね。水田の一部の埋め立てをして、公園になっているということでよろしいでしょうか。市街化調整区域ですが、市街地に隣接していることと、この地区には、街区公園がほとんどないというか、ないんですね。そういう場所なので、ここに設置したいということ。計画の内容は住民参加で議論して、こういう案がでてきているということです。他にご意見はよろしいでしょうか。特にご意見がないということのようでございますので、この議

案第 2 号についても、お諮りさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまの議案第 2 号につきましては、原案通り決定してよろしいか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございました。ご異議ないものと認めまして、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございました。

事務局から何かありますか。

(事務局) 次回の第 2 回都市計画審議会は、来年 1 月 31 日水曜日を予定しておりますのでよろしくお願いします。

(瀬口会長) これをもちまして、平成 29 年度第 1 回刈谷市都市計画審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。